

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用（移動費用・生活費増加費用）、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1及びX 2（以下、総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

- 1 申立人X 1及び被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 損害項目

- | | |
|--|------|
| ア 自主的避難によって生じた生活費の増加費用、
正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害
されたために生じた精神的苦痛並びに避難及
び帰宅に要した移動費用 | 8万円 |
| イ 就労不能損害 | 20万円 |

(2) 期間

- 自 平成23年3月11日
至 平成23年4月30日

- 2 申立人X 2及び被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- | | |
|------|---|
| 損害項目 | ① 自主的避難によって生じた生活費の増加費用
② 自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続
が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛
③ 避難及び帰宅に要した移動費用 |
|------|---|

期 間 本件事故発生当初の時期

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X 1に対し、「第1項の1」所定の損害項目及び期間に対する和解金として合計金28万円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X 2に対し、「第1項の2」所定の損害項目及び期間に対する和解金として金8万円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

- 1 申立人X 1及び被申立人は、被申立人が申立人X 1に対し、「第2項の1」記載の和解金28万円のうち金8万円を支払済みであることを相互に確認する。
- 2 申立人X 2及び被申立人は、被申立人が申立人X 2に対し、「第2項の2」記載の和解金8万円を全額支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人ら及び被申立人が各自1通を保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月26日

(仲介委員長 荒井史男、仲介委員 遠山信一郎、同 河井 聡)